

平成24年7月24日

自治会長各位

北栄町総務課長

自治会内における空き家等の実態調査への協力をお願い

盛夏の候、時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃より町政の進展に特段のご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、少子高齢化や景気低迷にともない本町においても空き家が見受けられるようになってきました。空き家等を放置していると防犯、景観、環境の面から悪影響が非常に危惧される状況にあります。

町ではこのような空き家等の対策として、どのように対応すべきか検討するため、どの程度町内にあるか、どのような状態なのか把握するための調査を実施することといたしました。

つきましては、時節柄まことにご多忙のことと思いますが、趣旨をご理解いただきご協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 調査内容 空き家等の調査表のとおり（別紙添付）  
住宅、住宅以外
2. 報告期限 平成24年8月31日（金）

問い合わせ先  
北栄町役場総務課  
別本勝美  
電話 37-3111  
FAX 37-5339

# 空き家の調査表 (住宅)

自治会名 \_\_\_\_\_

空き家の区分・状況			空き家番地	空き家所有者の情報 (わかれば)		
番号	区分	状況		所有者名	所有者住所	電話
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

空き家の区分	
1	一時現在者のみの住宅 1 屋間だけ使用されているとか、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅
2	別荘などの二次的住宅 2 いわゆる別荘やセカンドハウスなどのように、週末や休暇に使用されている住宅で、ふだんは人が住んでいない住宅
3	賃貸または売却用の空家 3 新築・中古を問わず、売却または賃貸のための住宅で空家となっている住宅
4	長期不在などの空家 4 上記以外で、例えば、新築・中古を問わず、転勤や入院などのため居住者が長期にわたって不在の住宅や、建替えなどのために一時的に空家になっている住宅
5	その他の空家 5 上記以外で、近年所有者が立ち寄った様子もなく、完全に放置されていると思われる住宅

空き家の状況 (外観から判断される要修理の程度)	
A	無 建物の外見で損傷はなく、現状で入居、使用・居住が可能な状態であればこれに該当する。
B	小 建物の主要部分 (屋根・壁・柱・土台など) に全く損傷のないもの、または主要部分に損傷はないが、外壁の板やブロック、タイルがところどころ落ちている、壁にひびが入っている、瓦が一部落ちている、雨どいが破損しひさしの一部が取れているなど、修理する必要があるか、もしくは少しの手入れで修復可能な状態であれば、これに該当する。
C	大 屋根や柱が傾いているなど、建物の主要部分に腐朽や破損が認められ、大規模な修理をしなければ建物としての寿命に影響があると思われる住宅をいう。

# 空き家の調査表 (住宅以外) 自治会名 \_\_\_\_\_

空き家の用途・状況			空き家 番 地	空き家所有者の情報 (わかれば)		
番号	用途	状況		所有者名	所有者住所	電話
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

空き家の用途	
1	倉庫・作業場
2	車庫
3	店舗
4	工場
5	その他

空き家の状況 (外観から判断される要修理の程度)	
A	<p>無</p> <p>建物の外見で損傷はなく、現状で使用可能な状態であればこれに該当する。</p>
B	<p>小</p> <p>建物の主要部分 (屋根・壁・柱・土台など) に全く損傷のないもの、または主要部分に損傷はないが、外壁の板やブロック、タイルがところどころ落ちている、壁にひびが入っている、瓦が一部落ちている、雨どいが破損しひさしの一部が取れているなど、修理する必要があるか、もしくは少しの手入れで修復可能な状態であれば、これに該当する</p>
C	<p>大</p> <p>屋根や柱が傾いているなど、建物の主要部分に腐朽や破損が認められ、大規模な修理をしなければ建物としての寿命に影響があると思われる建物をいう。</p>